

65歳までの 継続雇用義務化!

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正され、65歳までの安定した雇用を確保するため、65歳未満の定年を定めている事業主は平成18年4月1日から62歳（最終的には65歳）までの定年の引上げ・継続雇用制度の導入等の措置を講じることが義務化されます。

なお、年齢は段階的に引上げられます。

時 期	定 年
平成18年4月1日 ～平成19年3月31日	62歳
平成19年4月1日 ～平成22年3月31日	63歳
平成22年4月1日 ～平成25年3月31日	64歳
平成25年4月1日以降	65歳

※問い合わせ先

千葉労働局職業対策課

☎ 043-202-5132

【問い合わせ先】
住民課環境衛生係

☎ 82-8815

【問い合わせ先】
山武健康福祉センター

☎ 0475-540611

【問い合わせ先】
ペット（犬・猫）の引取り

年末年始
1月4日(水)から
1月21日(水)まで

火葬

年末年始
1月4日(水)から
1月31日(土)まで

【問い合わせ先】
山武郡市広域行政組合

☎ 0475-553600

【問い合わせ先】
し尿収集（申し込み）

年末年始
1月4日(水)から
1月28日(水)まで

【問い合わせ先】
粗大ごみ戸別収集

年末年始
1月20日(金)から
1月22日(木)まで

【問い合わせ先】
資源・不燃・有害ごみ収集

年末年始
1月10日(火)から
1月12日(木)まで

【問い合わせ先】
自己によるごみの持込

年末年始
1月4日(水)から
1月27日(火)まで

年末・年始の業務

ご存知ですか？青色申告

●青色申告とは

毎日の取引を正確に記帳し、その帳簿に基づいて正しく所得金額や所得税額を計算して、申告する制度です。青色申告をされる方は、税金の計算を行う上で、いろいろな特典が受けられます。

●青色申告の手続き

必要な帳簿を作成するとともに「青色申告承認申請書」を青色申告しようとする年の3月15日まで（新たに事業を始めた方は、開業した日から2か月以内）に税務署へ提出してください。

●青色申告には、白色申告では認められていない多くの特典があります。

- ①青色申告特別控除
- ②青色事業専従者給与
- ③純損失の繰越控除
- ④純損失の繰戻し

★白色申告の方で前々年分又は前年分の事業所得、不動産所得及び山林所得の金額の合計額が300万円を超える方にも所得税法上の記帳が義務づけられています。

★消費税及び地方消費税の申告において、仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿と請求書等両方の保存が必要です。

※問い合わせ先

東金税務署 ☎ 0475-52-3121